

県営天草中央北地区(新田工区)土地改良事業 変更計画概要書

1 計画変更の内容

項 目	変更前（現計画）	変更後（第2回）	増 減
地 域	熊本県天草市五和町	熊本県天草市五和町	
地 積	16.58 ha	16.58 ha	0.00 ha
主要工事	区画整理	区画整理	
	整地工 A= 12.41 ha	整地工 A= 12.43 ha	0.02 ha
	道路工 L= 1,549 m	道路工 L= 1,546 m	△ 3.0 m
	用水路工 L= 3,060 m	用水路工 L= 3,011 m	△ 49.0 m
	排水路工 L= 2,276 m	排水路工 L= 2,333 m	57.0 m
	暗渠排水 A= 12.21 ha	暗渠排水 A= 12.28 ha	0.07 ha
工事着手及び 完了予定時期	平成26年度～令和7年度 (2014年度) (2025年度)	平成26年度～令和9年度 (2014年度) (2027年度)	
総事業費	567,000 千円	777,000 千円	210,000 千円
(うち事務費)	(27,000 千円)	(37,000 千円)	(10,000 千円)
換地区	新田	新田	

2 計画変更を必要とする理由

(1) 地区面積の変更

該当なし

増 0.00ha 減 0.00ha 計 0.00ha

(2) 主要工事計画の変更

該当なし

(3) 主要工事に係る事業費の変更

①工事費（区画整理工）

整地工に係る基盤改良追加に伴う事業費の増

192,767千円

②測量及び設計費

実績に伴う事業費の増

4,199千円

③用地費及び補償費

実績に伴う事業費の増

1,760千円

④換地費

実績に伴う事業費の増

1,274千円

これら主要工事計画にかかる事業費を540,000千円から740,000千円に変更。

3 変更後の土地改良事業計画の概要

(1) 事業の目的

本地区は、天草下島の北部(旧五和町)に位置し、周囲を山林に囲まれた地形の狭小不整形な水田地帯で、用排水路が分離されておらず山迫からの湧水と排水不良の土壌の影響により農地は湿田状態で、田越しにより灌漑している状況である。また、通作に使用する市道に接していないほ場もあり、受益地内の道路も未整備であるため、農作物の搬出及び農作業機械の搬出等に多大な支障を来している。

本事業により農業の生産基盤である耕地の整備を行う事で農作業の労力軽減と耕地の高度利用が図られる。これと併せて点在する耕作放棄地や遊休地を解消し、新規就農者及び後継者を確保する事で、農家経営の安定化を図る。

(2) 施行に係る地域の所在、地積及び現況

①地域の所在

熊本県天草市五和町御領

②地積

変更

単位：ha（現計画）

市町村名 \ 地目	現 況					計 画				
	田	畑	道・水路	その他	計	田	畑	道・水路	その他	計
天草市	14.8 (14.8)	0.3 (0.3)	1.4 (1.4)	0.1 (0.1)	16.6 (16.6)	12.1 (12.1)	0.3 (0.3)	4.2 (4.2)		16.6 (16.6)
計	(14.8) (14.8)	(0.3) (0.3)	(1.4) (1.4)	(0.1) (0.1)	(16.6) (16.6)	(12.1) (12.1)	(0.3) (0.3)	(4.2) (4.2)		(16.6) (16.6)

③現況

1) 地形

天草下島の北部（旧五和町）に位置し、国道324号線沿いにある狭小不整形な水田地帯である。

2) 地質及び土壌

D30 強グライ土壌 強粘土還元型である。

3) 水利状況

a 用水状況

溜池及び溪流を主水源としている。用水路については、用排水兼用の土水路（一部ライニング）であるため経年劣化による老朽化が著しい。

b 排水状況

排水については、田越しにより排水路に集水し河川（2級河川中州川）へ

排水している。

4) 道路状況

通作に使用する道路に接していないほ場があり、受益地内の道路も未整備であるため、農作物の搬出及び農作業機械の搬出等に多大な支障を来している。

5) 営農状況

本地域の農業は、温暖な気候を活かして水稻、果樹、野菜、畜産等を中心とした営農を展開しているが、近年、生産者の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地が拡大傾向にある。また、基盤整備の遅れにより規模拡大が進んでおらず、農地の集積や農作業の省力化が図られていない。一方、生産条件の整った地域では施設園芸が導入されるなど、経営規模拡大を目指す意欲的な農家が増加傾向にある。

6) 地域環境の概況

a. 植物

森林面積は天草市五和町総面積の約45% (約45%) に当たる2,238 h a (2,245 h a) で公有林【森林整備法人含む】66 h a (5 h a) 以外は全て民有林である。また、人工林は杉、檜を中心に898 h a (917 h a) となっている。かつては坑木生産のため松の造林が推進されたが松食い虫の被害でほとんどが枯死した。自然林は、かし、しいの木、楠等の照葉樹林とクヌギ及びモウソウ竹が主体となっている。また、本計画区域においては確認されていないが、市の海岸線では、希少植物となっているハマユウ群が見られる。

b. 動物

五和沖合の海域は、潮流と起伏に富んだ海底によって魚類の宝庫となっており、これらをえさに野生のバンドウイルカが日本海では希少といわれる根付きのイルカとして1年を通して通詞島沖合の海域を中心に生息している。本計画区域内においては確認されていないが天草市五和町を南北に流れる内野川には、多くの蛍が生息しており、多数のカワニナが確認されている。

c. 景観

本市は、熊本県南西部に位置し、東は有明海を挟んで九州本土に接し、北は早崎海峡を隔て、長崎県島原半島に相對している。昭和31年に「雲仙・天草国立公園」に編入指定され、海岸線が市全体に広がり海と山に囲まれた自然豊かな景観となっている。その中で、本計画区域は丘陵地に拓けた水田及び傾斜地に点在する畑地帯である。

(3) 基本計画

①要旨

本地区は、天草下島の北部（旧五和町）に位置し、周囲を山林に囲まれた地形の狭小不整形な水田地帯で、用排水路が分離されておらず山迫からの湧水と排水不良の土壌の影響により農地は湿田状態で、田越しにより灌漑している状況である。また、通作に使用する道路に接していないほ場もあり、受益地内の道路も未整備であるため、農作物及び農作業機械の搬出等に多大な支障を来している。よって、本事業により農業の生産基盤である耕地の区画形質の改善、用排水路と道路の整備、換地による耕地の集団化を総合的に実施し、農地を高性能機械の効率的な運行と適正な水管理を行いうる生産性の高い条件に整備することにより、高生産性農業の実現を目的とする。

②事業別面積

$$\begin{array}{rcl} & & 12.4 \quad \text{ha} \\ \text{区画整理} & A = & (12.4) \quad \text{ha} \end{array}$$

③用水量及び排水量

1) 用水量

$$\begin{array}{rcl} & 0.001 \sim 0.034 & \text{m}^3/\text{s} \\ \text{代掻期}Q & = & (0.001 \sim 0.034) \quad \text{m}^3/\text{s} \\ & 0.001 \sim 0.025 & \text{m}^3/\text{s} \\ \text{普通期}Q & = & (0.001 \sim 0.025) \quad \text{m}^3/\text{s} \end{array}$$

2) 排水量

$$\begin{array}{rcl} & 0.055 \sim 7.212 & \text{m}^3/\text{s} \\ \text{排水量}(1/10) & = & (0.055 \sim 7.212) \quad \text{m}^3/\text{s} \\ & 0.036 \sim 4.711 & \text{m}^3/\text{s} \\ \text{排水量}(1/2) & = & (0.036 \sim 4.711) \quad \text{m}^3/\text{s} \end{array}$$

(4) 工事計画

区画整理

$$\begin{array}{rcl} & 12.4 & \\ \text{整地工} & A = & (12.4) \quad \text{ha} \\ & 1,546 & \\ \text{道路工} & L = & (1,549) \quad \text{m} \\ & 3,011 & \\ \text{用水路工} & L = & (3,060) \quad \text{m} \\ & 2,333 & \\ \text{排水路工} & L = & (2,276) \quad \text{m} \\ & 12.3 & \\ \text{暗渠排水工} & A = & (12.2) \quad \text{ha} \end{array}$$

(5) 環境との調和への配慮

当該地区内及び周辺には、ゲンジホタル等の希少な動植物の生息が確認されている。これらの生物の生態系を乱さないためにも、畦畔・道路等の法面は土羽にて計画し、水路には移動経路の確保や水環境維持を目的としたスロープ付柵の設置を行う事とする。工事施工中に地区内及び周辺地域において希少な動植物を発見した場合には、捕獲した上で生息地域に放すよう配慮する。また、工事中に使用する車両の速度制限及び、重機は排気ガス対策装置付きの建設機械を使用し、大気汚染を軽減し、周辺環境への配慮を行う。

(6) 換地計画の要領

①換地計画樹立の必要性

土地改良事業の施行によって、区画を整理し、権利関係の再編により、集団化を図るため、換地計画を必要とする。

②換地計画樹立の基本方針

a) 従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前地の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量士、測量士補又は、土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合は、その申出のあった地積とする。

b) 農用地集団化の方法

区分 換地区	地帯別、グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	1戸当たり 目標団地数	区画畦畔の 取り扱い
新田工区 (新田工区)	個人別集団化 (個人別集団化)	各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。 (各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。)	1～3団地 (1～3団地)	移動畦畔 畦畔は、事前換地に基づき、所有者（耕作者）面積に応じて換地選定をするため、交付された換地に応じて畦畔を移動して設定する。 (移動畦畔 畦畔は、事前換地に基づき、所有者（耕作者）面積に応じて換地選定をするため、交付された換地に応じて畦畔を移動して設定する。)

c) 非農用地の換地方針 該当なし

区分 換地区	用途	非農用地区 域の位置の 概略	面積 (㎡)	換地の手法	換地取得 予定者	その他
計						

d) 清算方法

比例地積清算方式

③土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

変更

単位：ha (当初)

区分 用途	機能交換に係る土地				一般 国公有地	合計
	国有地	県有地	市町村 有地	計		
道路・水路			1.4 (1.4)	1.4 (1.4)		1.4 (1.4)

④換地処分の時期に関する特則

全換地区については、換地区全部について区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条第2項ただし書の規定に基づき、換地処分を行うことができる。

(7) 費用の概算

項目	事業費
主要工事費	675,593 (482,826) 千円
測量及び設計費	36,980 (32,781) 千円
用地費及び補償費	4,760 (3,000) 千円
換地費	22,667 (21,393) 千円
小 計	740,000 (540,000) 千円
地方事務費	37,000 (27,000) 千円
総事業費	777,000

松手未具	(567,000) 千円
------	----------------

(8) 事業の効果

項 目 区 分	年増加見込効果額	年増加見込所得額
作物生産効果	17,623 (14,411) 千円	42,090 (31,563) 千円
営農経費節減効果	21,755 (9,529) 千円	21,755 (9,529) 千円
維持管理費節減効果	△ 303 (△ 232) 千円	△ 303 (△ 232) 千円
耕作放棄防止効果	2,589 (44) 千円	() 千円
国産農産物安定供給効果	5,386 (7,817) 千円	() 千円
合 計	47,050 (31,569) 千円	63,542 (40,860) 千円
総費用（現在価値化）		844,527 (540,078) 千円
総便益額（現在価値化）		860,992 (555,479) 千円
総費用総便益比		1.01 (1.02) 千円

(9) 地区を数区に分けた場合は、その旨及び理由

該当なし

(10) 他事業との関係

該当なし

(11) 計画概要図

一般計画平面図・・・別添